

裁判員経験者の意見交換会議事録

日時 令和2年11月10日（火）午前10時から午前11時45分まで
場所 函館地方裁判所5階大会議室
出席者 司会者 榊原 敬（函館地方裁判所刑事部総括判事）
法曹出席者 日野 進 司（函館地方裁判所刑事部判事）
齋藤 克 哉（函館地方検察庁検事）
加藤 俊 一（函館弁護士会所属弁護士）
裁判員等経験者 3人
報道機関出席者 函館警察司法記者クラブ記者4人

【 挨拶 】

司会者

今回の意見交換会の司会を務めます榊原です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。この意見交換会は、実際に裁判員裁判を御経験いただいた皆様に、その際に感じた率直な御意見などを伺って、今後の裁判員裁判の改善等に生かすことを目的に、裁判員裁判が始まった当初から各地の裁判所で行われてきたものです。この意見交換会で裁判員経験者から頂く御意見は、法曹関係者では気付かないような新鮮な事柄や役に立つ事柄が多く、法曹関係者にとって大変意義深いものと考えております。本日も、今後の裁判員裁判がより良く発展していくために忌憚のない御意見を頂戴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、法曹関係の参加者から、それぞれ一言ずつ御挨拶をお願いします。

日野裁判官

裁判官の日野と申します。いずれの事件についても右陪席裁判官として携わりました。皆様と携わった裁判を振り返ることで、皆様から御指摘いただいたことを踏まえて今後より良い裁判を行うことができるよう精進したいと思っております。

本日はよろしくお願いいたします。

齋藤検察官

検察官の齋藤と申します。私は、7月にあった強盗致傷の事件を担当いたしました。裁判員の経験者の方の意見を伺う機会は余りありませんので、本日は貴重な機会だと思っております。よろしくお願いいたします。

加藤弁護士

弁護人の加藤と申します。7月から行われた強盗致傷等事件を担当させていただきました。本日は、裁判員経験者の皆様に御参加いただき誠にありがとうございます。本日の意見交換会を、今後の分かりやすい審理に活用させていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【 裁判員経験者の紹介等 】

司会者

それでは、裁判員経験者の方々がどのような事件を御経験されたのか、私の方か

ら御紹介いたします。

1番さんは、今年2月から3月にかけて行われた殺人未遂事件の裁判員を御担当されました。事案は、被告人が被害者を口論の末に殺害しようとしてナイフで被害者の胸部や頸部を突き刺したが、その後、被害者が苦しむ姿を見てかわいそうになり、119番通報をするなどして、殺害の目的を遂げなかったというものでした。公訴事実には争いはなく、争点は広い意味では量刑でした。審理、評議、判決の合計日数は4日間でした。

2番さんと3番さんは、今年7月から8月にかけて行われた建造物侵入、強盗致傷事件で、2番さんは裁判員、3番さんは補充裁判員を御担当されました。事案は被告人が窃盗目的で被害者経営の飲食店に侵入し、物色をしていたところ、被害者に発見されたためその目的を遂げず、逮捕を免れるため拳で被害者の脇腹付近を数回殴るなどし、その際、被害者に全治約4週間を要するけがを負わせたというものでした。この事件は、被告人が公訴事実を争っており、争点は被告人が飲食店内に侵入し、物色行為や暴行行為を行ったか否かというものでした。審理、評議、判決の合計日数は6日間でした。

いずれの事件も、私が裁判長を担当いたしました。

【裁判員裁判に参加した率直な感想】

司会者

それでは、まずは実際に裁判員裁判に参加された率直な御感想を伺いたいと思います。

1番

まず、お引き受けするときには、引き受けないという選択肢は私の中にはありませんでした。一つは多少好奇心があったと思います。実際に参加してみて、事件の背景を伺っていると、日常生活の中でこのようなことが起こるのは特に珍しいことではなく、たまたま私たちが遭遇していないだけで紙一重なのかもしれないと感じました。

2番

今年の7月と8月にかけて行われた事件に参加させていただきました。昨年の11月頃に、最高裁から裁判員に選ばれたという通知が来たときには大変驚きました。裁判員裁判が10年以上にわたって行われていたことは、報道で知っていましたが、裁判員裁判の対象となる事件は、凶悪事件に限られると思っていたので、恐らく自分はないだろうと思っていました。私は、年齢が70歳を超えており、辞退できるということもよぎったのですが、あれよあれよという感じで気付いたら選ばれておりました。ただ、今考えると参加して良かったと思っています。

司会者

昨年の11月頃に届いたものは、恐らく裁判員候補者の名簿に載りましたというお知らせ文書だと思われるのですが、その段階では名簿に載ったというだけで、具体的な事件で候補者となったということではなかったのかなと思います。具体的な事件で裁判員候補者になりましたという連絡が来ても、まだ実際に裁判員に選ばれるとも分からず、選任される可能性も低いので、その段階でも実感がなかったとい

うことでしょうか。実際はあれよあれよという感じで選ばれて、でもやってみると良かったと。

2 番

はい。

3 番

裁判員制度は知っていましたが、まさか実際に自分に通知が来ると思っていまませんでした。それなりの人とか、法律に関わっている人のところに行くものだと思っていたのが正直なところでした。びっくりしました。最初は、嫌だな、面倒だなという気持ちが大きく何とか断れないものかと思いつつも、断る理由がありませんでした。補充裁判員となって、黙って見ているだけで良いのであれば経験したこともありませんので、ちょっと不謹慎ですが、面白そうだと思いました。実際に経験してみると、自分の中でどんどん印象が変わっていきました。裁判所の印象もそうですし、法廷も初めて入りました。裁判所自体に固いイメージがあったのですが、こんなにも気さくに話をしていただけたと思いませんでした。参加して本当に良かったと思えましたし、多くの人にこの制度を知ってもらいたいと思います。

司会者

裁判員となられた方々に司法を身近に感じてもらい、司法に対する理解を深めていただくのも、この制度の重要な趣旨だと思うのですが、少しでも貢献できたのであれば我々としても有り難く思います。

【 裁判員を経験する前と後での心境の変化 】

司会者

次に、裁判員を経験された前と後とで、どのような心境の変化があったかお伺いします。

まずは、裁判員裁判に参加する前のお気持ちとして、選ばれる前は裁判所や裁判員裁判に対してどのような印象や感想等をお持ちでしたか。

1 番

裁判員を引き受ける前には、何も予備知識がなく、せいぜいテレビドラマの裁判のイメージ程度の認識しかありませんでしたが、実際に参加してみると、こんなにこちら側の意見を聞いてもらえるんだという感想を持ちました。誰かの意見を聞かないということはなく、裁判員と補充裁判員を併せて8人の意見をそれぞれきちんと聞いてもらえました。とても参考になりました。

2 番

裁判員裁判に選ばれる人のほとんどは、私のように裁判の傍聴すらしたことがない人で、テレビの報道やドラマで裁判を見たことのある人程度だと思います。私も同じです。実際に経験してみると、当たり前の話なのかもしれませんが、検察官や弁護人が真剣に、一生懸命立証や弁護を行っていて、非常に感心いたしました。これまであまり裁判等に関わりたくないと感じていたのですが、裁判員を経験した後は、最近起こったニュース等に関心を持つようになりました。

3 番

これまで、裁判所には縁がなく、余り来るところではないというのが正直な気持

ちですし、最初に裁判所から封筒が届いたときには、何かしたかなと思っても驚きました。裁判に関係のある人のところにお話が来ると思っていたので、どうして私に届いたのだらうと思っていました。周囲の人たちに相談してみると、一応裁判員の意見は聞くけども、ほぼ決まってるのではないかという意見が多く、素人の意見はそんなに取り入れられないのではないかという考えの人が多かったです。ところが、いざ始まってみると、関係者が皆、一からスタートし、一つの事件について、皆で考えながら裁判を進めていくことに驚きました。私がイメージしていたのとは全く違って、本当に良い制度だと思いました。もっともっと裁判を身近に感じるように、もう少し広めていけないだらうかとも思いました。何歳になっても、新しいことを覚えて勉強できることがとても嬉しかったです。

司会者

裁判員を経験されてよかったという御感想をいただき、本日は報道の方もいらっしやっておりますので、このような御意見が報道されることによって、市民の皆様は裁判員制度への理解が少しでも得られると幸いです。

それでは、実際に裁判員裁判を経験された後はいかがでしょう。

1 番

日常のことに追われていて、裁判員裁判が終わった後は、それほど頻繁に裁判のことを考えることはありません。今後、この制度が刑務所に収容されている方などの社会復帰につながっていければ良いと思います。時々あの人元気かなとか事件のことを思い出すこともあります。

2 番

つい3か月くらい前に裁判員裁判を経験したので、事件のことを思い出すことはありません。

私が裁判員を経験したときには、裁判官、検察官、弁護人にこの制度の運用にとっても負担が掛かっているように感じました。皆さんプロなので、自分たちだけで手続を行った方が楽なので、あまりやりたくないのではないかと。また、通常の裁判と裁判員裁判とでは、結果にどのような違いが生じるのかも気になりました。例えば、刑事裁判において冤罪は起こってはならないと思っておりますが、裁判員裁判が行われることによって冤罪は回避できるのかということも、比較がしようがないとは思いますが気掛かりでした。

司会者

裁判官としての立場では、裁判員裁判が行われることによって、非常に勉強になる面が大きいですし、やりがいもあります。皆様の意見を伺って納得することも多く、検討を重ねたことで自信を持って判決をすることにも繋がっております。裁判官だけで裁判を進めること自体にも重要な意義を持つかもしれませんが、より多角的な知見から納得いくまで議論して検討を行って判断を行うことで当事者の受け止め方も異なってきますし、仰るとおり結果については比較の仕様はありませんが、とても重要だと感じております。

日野裁判官

裁判官，検察官，弁護士だけで裁判を行うということになると，用語も専門用語で流れてしまい，その意味を分かったつもりになったまま，深く考えずに手続を進めてしまうという弊害があります。この点，裁判員裁判では，用語等の意味をよく理解して裁判員の皆さんに分かりやすく説明しようと我々も努めますので，改めて言葉の意味をよく勉強します。裁判員裁判では，多角的な知見を得て本質に遡って検討いたしますので，判決の重みや信頼感も格段に向上するものと思います。

齋藤検察官

裁判員裁判と通常の刑事事件とでは，検察官としての立証過程が異なります。通常の裁判では，元々検察官が作成した書類を証拠として請求するのですが，裁判員裁判ですと，元の証拠の必要な部分を抜粋してブラッシュアップして裁判員の皆さんに分かりやすくなるように資料を作成して提供しております。その作成については率直にいうとどうしても手間は掛かってしまいます。ただ，その書類を作成する過程において，どうやったら分かりやすくなるのかを考える段階で，この事件で大事なポイントはどこなのかを検察官自身がよく考えるようになり，実は今までこだわってたところが，実は重要ではないのではないかと気付いたり，ある意味些末な箇所により気付くようにもなり，私自身も大変勉強になっています。

加藤弁護士

裁判員制度は大変有意義な制度だと感じています。冒頭陳述や論告の場面では，裁判所だけに向けて行う話し方と，裁判員の方に向ける話し方で，伝え方が異なってきたのではないかと感じております。より分かりやすい審理のために，一般市民にも納得していただけるような立証活動を行わなければいけませんので，この点が一番変わってきたのではないかと感じています。

司会者

いずれも物事の本質に遡って考える良いきっかけとなったということでしょうか。それでは3番さんお願いいたします。

3番

新聞やテレビで刑事事件の報道を見たときに，こういう裁判があったんだな程度にこれまでは流して見ていたのですが，より踏み込んで報道を見たり考えるようになりました。例えば，この求刑ではどの程度のことがあったのだろうか，より身近に考えられるようになったことが私は一番前進したと感しているところです。

司会者

皆さんの御意見をまとめると，裁判自体が自分により身近なものとして感じられるようになったということでしょうか。それは，裁判員裁判の意義に直結するものだと思いますし，皆さんにとっても良い経験になったという御意見は，我々にとっても非常に有難く思います。

【 見て聞いて分かる裁判になっていたか 】

司会者

それでは，もう少し具体的に，担当された事件の法曹関係者の活動について，御感想を伺ってまいりたいと思います。裁判員裁判が行われるようになって既に10年以上が経過し，近年，裁判官と裁判員の実質的な協働，つまり法律家である裁判

官だけではなく、一般の国民である皆様の視点や感覚を裁判体のチームとしての判断に適切に反映させていくことが大事であるということが言われております。そのためには、まず、行われている裁判が、裁判員の皆様にとって「見て聞いて分かる裁判」である必要がありますが、実際に御担当されてみて、「見て聞いて分かる裁判」になっていたでしょうか。

1 番

結論としては分かりやすかったです。言葉も書類の内容も分かりやすかったですし、用語の話だけではなくて分からないことを尋ねたいときに、聞きやすい雰囲気を作ってくくださったと思います。

2 番

私は素人なので、常に不安が付きまといました。自分が質問をするにしても変なことを聞いてしまうのではないかと思いましたが、いざ発言をするときには不安が付きまといませんでした。有罪か無罪かの検討をするときはもちろんのこと、量刑を考えるときにも常に不安でしたが、素人にも分かりやすいように工夫されていたと思います。

おそらく裁判員裁判への考えについては、この制度をやめた方が良いと考える人と、是非やってみたいと考える人と、2通りに分かれるのだと思います。

裁判員制度は、相当考えられた制度だと感じたのですが、この制度をやめた方が良いと考える人は断るタイミングを計っていると思います。一方、裁判員を経験してみたい人が、必ずしも経験できる制度とはなっていないと思いますし、このような人が積極的に参加することができる制度となった方が良いと感じました。

内容自体は、素人にもとても分かりやすかったです。

司会者

実際に、冒頭陳述等、法廷で検察官や弁護人が行っていた活動でいうと裁判員の方々にとって分かりやすいものになっていたでしょうか。

2 番

私が、事件が起こった現場にいたわけではありませぬので、実際に起こったことを目の当たりにしたわけではありませぬ。そのような中で、裁判員に伝えるために、検察官は立証を、弁護人は被告人の弁護を懸命に行っていて、当たり前のことかもしれませぬが、とにかく感心しました。

3 番

分かりやすいとは思いました。難しい言葉が出てくると思っていたのですが、用語も分かりやすかったです。ただ、ちょっと声が低くて聞き取りづらい箇所もありましたので、もう少し大きな声で行っていただけるともっとよかったですと思います。

司会者

声が聞きやすいというのも分かりやすさに直結するものだと思います。特に補充裁判員の方は、若干法壇の後ろに席がありますので、聞き取りにくかったのかもしれない。そこに声の大きさや滑舌という要素も入ってくるのでしょうけれども、こういう面も含めて法廷で裁判の概要が分かるような手続となるのが望ましいと思います。ありがとうございます。

【 量刑に関する争点整理について 】

司会者

それでは、更にもう少し具体的なテーマについて、裁判員経験者の皆様の御意見や御感想を伺いたいと思います。

まず、1番さんの担当された事件は、先ほど紹介しましたとおり、いずれも公訴事実には争いはなく、争点は広い意味で量刑、つまり被告人の犯した罪に対する刑をどれくらいにするかというところでした。函館地裁では、このような公訴事実には争いが無い事件、つまり争点が広い意味では量刑という事件についても、公判前整理手続という裁判の準備段階において、争点として両当事者の主張が対立しているところを明らかにして、そこを裁判員の皆様に争点として提示しようという試みを進めております。具体的に申しますと、争点は量刑であるとした上で、検察官、弁護人が、それぞれ量刑上重視すべきであるという事情を並列的に主張するという形にとどめるという方法ではなく、さらにそこから、どの点が検察官と弁護人とで対立しているのか、結論との関係では、論告や弁論の最後に、それぞれ検察官や弁護人が具体的に懲役何年が良いと考えるというような求刑や科刑意見などをしますが、その年数の違いなどはいったいどの点についての主張の違いによるものかということについても、できるだけ明らかにした上で、それを争点として明示して、裁判員の皆様に提示しようという試みをしております。

具体的には、1番さんが参加された事件では、量刑に関する事情のうち、検察官・弁護人の主張の対立している点は、被告人が本件行為に及んだことに対する非難の程度であり、その中でも特に評価が分かれているのが、㊦本件犯行の動機・経緯や㊧犯行の中止に関する事情の2点ですというところまで整理した上で、裁判員の皆様に提示させていただきました。

このように量刑が問題となる事件について、更に量刑上の争点を絞って検察官・弁護人の主張の対立点を明らかにするという試みの目的、狙いですが、検察官・弁護人の主張が食い違っているところを明らかにすることによって、その点に関するそれぞれの主張や立証をより充実させるとともに、その点について、裁判員の皆様も含めた裁判体の評議を充実させ、それを最終的な判決に反映させることによって、最終的な結論に至った理由をより明確にしたい、そういうことを目的、狙いとしています。

このような目的や狙いがあったわけですが、実際に、そのような争点の整理をした事件を担当された1番さんとしては、検察官・弁護人それぞれの主張を列挙するのではなく、両者の主張の対立点となるところ、1番さんの事件では、先ほど申し上げましたとおり、量刑に関する事情のうち犯行に至った経緯、その中でも特に㊠本件犯行の動機・経緯や㊡犯行の中止に関する事情でしたが、そのように対立点を明確にしたことによって、裁判員にとっても、量刑の判断がより分かりやすく、議論しやすいものになっていただいでしょうか。

1番

量刑については、全く素人なので正解が分からず、最初検察官と弁護人の主張が異なっていて全く考え方が分からない状態でしたが、法廷ではなく別室で皆で喧々

諤々と議論を行い、少しずつ理解できるようになりました。裁判官が考え方の交通整理をしてくれたのですが、なぜ、判例に従う必要があるのか等をその都度説明してくれて、皆で納得して進めることができました。正解は分からなかったのですが、皆納得はできたと思います。

司会者

争点は量刑ですとざっくり示した方が良かったのか、争点は量刑なのですが、このうち両当事者で争いがあるのはここここですと絞り込んだ方が良かったのかという観点でいうといかがでしょうか。

1 番

あまり広いと限られた時間の中で考えがまとまらなくなってしまう可能性がありますし、一方で絞り込みすぎると、皆が裁判官が言うならそのとおりでというふうになりかねないと思いますので、その加減は難しいです。裁判員のメンバー構成にもよると思います。今回に関しては、時間の制限もありますしちょうど良かったと思います。

【 証拠の構造に着目した整理の是非 】

司会者

2番さんと3番さんが担当された事件では、被告人が飲食店内に侵入し、店内を物色していたことや、物色していたところを被害者に発見され、暴行に及んだといった事実経過に争いがありました。こうした事実争いがある事件の争点の整理の仕方として、検察官が主張している事実のうち、どの事実について弁護人・被告人側との間で争いがあるのか、という点のみを整理するという方法もあり得るところです。しかし、2番さんと3番さんが御担当された事件では、争いのある事実を整理するだけではなく、そこから更に証拠の観点に踏み込んで、被害者とされる人物の供述の信用性が争点であると整理した上で、裁判員の皆様に証拠上の争点として提示させていただきました。

このような整理を提示させていただきました目的、狙いとしては、2番さん、3番さんが御担当された事件では、先ほど述べましたように店舗内に侵入したか、物色をしたか、暴行をしたかというように争いのある事実が複数ある一方で、その全てが結局、被害者とされる人物の供述が信用できるかどうかにかかかっておりました。そういう証拠の構造について、検察官や弁護人と公判前整理の段階で共通認識を作った上で、争いのある事実を列挙するだけでなく、証拠上の判断のポイントを明示することで、判断すべき点が明確になり、審理を分かりやすくし、評議において議論を充実させるというような目的、狙いがありました。

実際に、そのような争点の整理をした事件を担当された2番さん、3番さんとしては、争われている事実を提示するだけでなく、具体的にどのような証拠の信用性がポイントとなるかというところまで明確にしたことによって、裁判員にとっても、何を判断すべきかがより分かりやすく、議論しやすいものになっていたでしょうか。

2 番

私が参加した事件では、建造物侵入については現行犯逮捕ということで争いはな

かったのですが、それ以降の強盗致傷については全面否定されていました。法廷で見聞きしたこと以外は一切判断できないということで、検察官の立証も相当厳しかったように思われます。被告人は否定しておりますし。

常に裁判長が、これらを踏まえて進行してくれたことで、私としては疑わしきは罰せずに徹して判断してほしいと言われており、これを貫いていました。結論としては、弁護人が非常に苦勞した内容だと思いましたが、進め方については私は納得していました。

3番

ある程度は、争点はこれとこれと示された方がまとめやすいというか、考えやすかったです。本当に一から何も分からない状態では、それぞれの思いもありますしある程度争点を絞っていただいた方が、そのことに集中して考えることができたので良かったと思います。

司会者

被害者の供述の信用性判断がポイントであるというところにまで踏みこんだのはいかがだったでしょうか。

3番

提示していただいた方が私は良いと思います。一人の人生を左右するようなことなので、素人だとどこからどこまで考えてよいか分からないですし、ある程度提示してもらえるとそこから入って考えることができましたので、良かったです。

【 評議での意見のしやすさについて 】

司会者

続いて、評議についても伺いたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、裁判員裁判も施行から既に10年以上が経過しまして、裁判官と裁判員との実質的な協働、つまり、法律の専門家である裁判官とそうではない裁判員の皆様がそれぞれの知識や経験、感覚等を共有し、その成果を裁判内容に反映していくことが期待されております。そのためには、裁判官と裁判員が対等な立場で十分に評議の場で話し合いができること、評議の場で、裁判員の皆様が自らの経験や意見、感覚を率直にいえることが重要になってまいります。私も、評議の司会などをしていく中で、そのようなことを意識しながらやっているつもりではあるのですが、裁判員の皆様はどのような感想を持たれましたでしょうか。

1番

繰り返しになりますが、話をしやすい雰囲気を作っていただいたことが一番大きかったです。裁判官に専門的な目で見てもらって、皆が納得できるようにしてくださいました。

2番

被告人は強盗致傷について否認していたところ、常に黒板を用いて分かりやすく説明するなどしてくれました。審理中に感じたのは、弁護人が行っている反論から先に評議で検討していった方が事実関係を認定しやすいのではないかと思います。

司会者

争点に関して、その反対する当事者が一体何を問題としているのかを取り上げて、

評議の中で必ず取り上げながら進めていくのですが、争点に対する弁護人の反論から評議を検討していった方が良かったという御意見ですが、実際の評議のしやすさについてはいかがですか。

2番

評議そのものについては非常に分かりやすかったです。自分たちが評議したことで審理に戻ったときに納得できるような話合いができ、特に問題はありませんでした。ただ、弁護人の主張をどこに問題意識があるのかに焦点を置いて話合いを進めていく方法もあったのではないかと終わってみると思いました。

3番

スタートラインが皆一緒で、皆の意見をきちんと聞いてもらえたと思います。色々な意見を出す中で、裁判員がうまく表現できない点を、裁判長がうまく引き出して話しやすい雰囲気を作ってくれました。話し方や進め方も分かりやすく良かったです。当初の思いとは全く違う思いで終わることができました。

【 評議の内容が判決に反映されていたかについて 】

司会者

判決についても伺いたいと思います。充実した評議ができたとしても、それが判決に結実していなければ、画竜点睛を欠くことになってしまいますが、その点についてもいかがだったでしょうか。評議の内容をうまく反映した判決になっていましたでしょうか。

1番

皆で話し合った意見や私が提案した細かい点まで、修正を提案したところも含めて、一言一句をきちんと検討してくださり、今まで話し合ってきたことが判決に盛り込まれていました。

司会者

我々としても、評議で話し合った内容を判決に過不足なく、ニュアンスも含めて強すぎもせず弱すぎもせず盛り込むことを心掛けており、その中で些細なことでも御意見や御指摘を頂けると、我々も自信を持って判決を行うことができますので非常に有り難く思います。

2番

私も1番さんと同じ感想を持ちました。判決の日に、判決の要旨をもらったのですが、それぞれの裁判員が評議で述べた言葉が細かく入っていて、感動しました。納得しました。

3番

皆が何も分からない状態で裁判が始まり、前例がある中で、それぞれの思いで評議するのですが、判決は評議の内容を踏まえたものとなっていました。

【 刺激的な証拠写真等に対する不安について 】

司会者

裁判員の皆様の御負担を考える際に、被害者がお亡くなりになっている事件や大きな怪我を負われている事件などについて、御遺体や傷口の写真など裁判員の方々にとって典型的に精神的負担になり得る刺激的な証拠の取扱いが議論されておりま

す。実際に法廷でそのような写真が出たわけではないのですが、1番さんの担当されたのは殺人未遂事件、2番さん、3番さんの担当されたのは強盗で怪我をした事件ということで、その辺りを御心配されたということはなかったでしょうか。

1番

裁判官が同じものを見ていたかは分からないのですが、私たちの手元に来た証拠については、血液は色が書いてあったり、なるべく刺激を与えないような配慮がされていて、そんなに驚くことはなく、被害者と被告の現場での体の動きを考えて、こういう動作をしていたのかなと思うことはありましたが、それが原因で辛くなることはなく、何日も引きずることはありませんでした。

2番、3番

特にありませんでした。

【 審理日程の長さについて 】

司会者

今回1番さんの事件では、証人はおらず、被告人の話を聞いて合計4日間、2番さん、3番さんの事件では、4名の証人と被告人1名の証言・供述を聞くなどして、合計6日間、裁判員としての職務を担当されたわけですが、審理や評議の時間や、日程の長短や密度については、どのように感じられていたのでしょうか。

1番

比較対象がないのですが、集中力が切れずに終わりましたので、ちょうど良かったと思えました。

2番

被告人が強盗致傷を否認していたので、ある程度日数を要してしまったことは仕方がなかったと思えました。ちょうど良かったと思います。

3番

ちょうど良い日数で、集中できる日数だったのではないかと思います。

【 裁判員を経験するにあたって苦労したこと 】

司会者

次に、裁判員を経験するにあたって御苦労されたことがあったかお伺いします。こういうところが大変だった、苦労したというところはございますか。

1番

私は仕事等の関係ではそれほど苦労したことはありませんでした。時間も融通が利くので、その点でもそれほど苦労はしませんでした。あえていうのであれば、具体的にこうすればよかったと悩む訳ではないのですが、やり残しはなかったのかなとか、たまに思い出すことはあります。

2番

先ほど申し上げましたが、常に不安が付きまといました。発言したことに、家に帰ってから言わなければ良かったと思ったこともあります。辞退できる年齢であれば、辞退した方が良かったかもしれないとも悩みました。でも、言うべきことは言えたと思っており、終わってみてさっぱりしました。

3番

大変だったということは特にありません。裁判中は常に頭の中にあって、事件のことを考えていましたが、終わってからは特にありません。

司会者

裁判員裁判は今後も続いていくわけですが、裁判員が参加しやすくなるためには、裁判員目線で、こういうことを行うと裁判員がより参加しやすくなるなど、提言があればいただきたいのですが、いかがですか。

1 番

私自身は、仕事の時間などある程度融通が利くので苦労はしなかったのですが、こういう面で引っかかる人も多いと思います。今回評議を行ったときに、いろんな職業や年齢層の方がいることはとても良いことだと感じました。ですので、お仕事されている方が参加しやすいような環境作りが望ましいと思います。お仕事されている方もそうですが、もっと今後裁判員経験者となる学生とかに啓蒙を行って理解を深める機会を作っていくことも一つ考えられると思います。

司会者

裁判所としましては、これから裁判員となる年齢層を含めて、出前講義等を行っているところではありますが、おっしゃるとおり、これから我々ももっと広報活動を行って制度を知ってもらうことが必要ですね。

2 番

非常によく考えられて実行されている制度だと思います。私が周囲の人間に実際に裁判員裁判を経験したことを伝えると、否定的な意見の人と、自分も経験してみたいと羨ましがる人とがいました。羨ましがる人がやってみたいと言うのを聞いたときに、現在の制度では非常に難しいと思いました。実際に経験してみたい人が参加できるよう、もっとそういう人が参加できる道を広げることにはできないかと思いました。

司会者

そうですね。やってみたいけど選ばれる機会がないという人も確かにいて、そういう人にやってもらうという反面、いろんな人が参加するという観点からいうと、必ずしもやってみたいと思っていない人が参加することの意味合い、逆にいうと、やってみたい人だけだと意見が偏ってしまわないかということも考えられますし、3番さんのように、最初はやりたくないという方が、実際に経験してみても良かったと仰っていただける場合もあるので、そういう意味で、偏りがないように選挙人名簿から無作為に選任する現在の制度となっているのかもしれない。

3 番

この制度ができてから10数年経過しておりますが、裁判が終わってから、友人や知人に裁判員を経験したことを話したのですが、意外と制度を知らない人が多かった印象です。出たくないという人はもちろん、それ何という人も多かったです。私は、様々なことを教えてもらいましたし、もっと制度を広く知ってもらいたいと思いましたが、広めてもらいたいと思いましたが、まだまだ制度への関心が行き渡っていないのが現状ではないかと感じました。

司会者

裁判所としましても、学生に対する出前講座等、様々な広報活動を行っているのですが、御意見は承りました。正に本日開催している意見交換会の場が、広く経験者の皆さんの意見を伺える場であるとも思いますので、こういう場を充実させていきたいと思えます。

【これから裁判員等になれる方へのメッセージ】

司会者

これから裁判員になるかもしれない方々に、一言ずつメッセージをお願いします。

1 番

怖がらずに是非経験してみたいです。とても良い経験が得られると思えます。

2 番

おそらく裁判員に選ばれたという通知がきた人で、断ろうとする人は、理由は一つじゃないとは思えます。ところが、参加してみると、これまでの人生とは良い方向に一変すると思えます。私は世の中に対する感度が高まりました。

3 番

難しく考えないで、気楽にというのは難しいかもしれませんが、そんなに固いところではありません。気楽に参加していただきたいです。自分の身近にない話題です。経験のできないことを知らないよりは知った方が良く、そういう意味では、参加した方が良くと思えます。きっと良い経験になると思えます。

【法曹出席者からの質問】

齋藤検察官

皆さんにお聞きしたいのですが、先ほど刺激的な証拠の話題があったと思うのですが、証拠で提出する写真については、裁判員の方の精神的な負担を配慮して、カラーの写真を白黒にしたり、白黒でも刺激が強い場合にはイラストにしたり工夫を凝らしているところ。そこで、このように加工して証拠を提出した場合なのですが、実際に加工していないオリジナルの写真を見てみたいという好奇心を持たれるかどうかをお聞きしたいと思えます。

司会者

より生に近いものを見たいのか、それともある程度精神的な負担を考慮したトーンを抑えたものの方が良いのか、事件の必要性にもよりますが、率直に言うとどちらかという御質問ですが、いかがでしょうか。

1 番

結論で言えば、今くらいが丁度良いと思えます。確かにリアルなものを見せていただければ、より理解が深まる面もあると思えますが、逆に感情が引っ張られて判断してしまう可能性もあると思えます。このように考えると、せっかく論理的に話ができそうなのに、余計な感情に引っ張られてしまって判断がしづらくなることもあるかもしれません。そういう方が確率的にどれくらいいらっしやるのか分かりませんが、今くらいがちょうど良いと私は思いました。

2 番

結局、証拠として必要かどうかということだと思えます。中には人の話を聞くだ

けでも気分が悪くなる人もいますよね。なかなか難しいですが、証拠として立証に必要なでなければ、個人的にはそこまで必要かは疑問に思います。

3番

リアルな写真を見ることによって、正確な判断ができるかという点、一番良いのは白黒の刺激の少ないものを見るのが一番だと思うのですが、どうしてもそれを見なければ判断ができない、どうしても必要だという事情がない限り、私はできるだけ刺激の少ない写真で判断した方が良いのかなと思います。

加藤弁護士

特に2番さんと3番さんに伺います。否認事件でして、我々も1年間準備をして審理に臨んでまして、争点はなるべく裁判官が整理してくださって比較的分かりやすくされていたと思うのですが、その事実があるかないかという難しいことを裁判員の方も判断されたと思います。その中で、裁判員の方が初めて裁判を経験されることから、取り残されていなかったかどうかというところが非常に気になります。特に、尋問の中で、弁護人としていろんな意図をもって聞いていることもあるのですが、この質問は何を言っているんだろうとか、これはなぜこんなことを聞くのだろうかという場面があったかということや、もし、そのようことがあったとしたら、自分の中でどのように情報を整理していったのかということをお聞きしたいと思います。

2番

被告人と弁護人の認識が一致していない箇所がいくつかあって、途中で質問を取り下げた箇所があったように記憶しているのですが、弁護人の方がとても苦勞されていると思いました。むしろ、被告人の主張していることが分からなかったです。弁護人が言っていることに分からないところは特にありませんでした。

3番

分かりにくいところがなかったかという点と少しありました。ただ、それを自分なりにどう解釈したかですが、難しくてもできないまま、皆さんと話しながら次に進んでいく感じでした。自分の中では整理できず、そのまま進んでいった感じです。

以上